

「生存權の社會政策」論争

——福田、左右田兩博士論争の回顧——

一 福田・左右田の三つの論争

福田徳三博士と左右田喜一郎博士との學問的論争は單にここに問題とする生存權の社會政策に關してのみでなく、貨幣論について、また經濟學認識論についての論争の歴史がある。福田博士は明治二十八年に東京高商專攻部を卒業、直ちに母校の講師となり、明治三十年から四十四年まで外國留學されている。左右田博士は明治三十七年の專攻部卒業であり、福田博士のゼミナールにおいて指導を受け、その卒業論文「信用券貨幣論」(明治三十八年、左右田全集第一巻收録)が左右田博士の本格的な學問研究の出發點をなしている。この研究の發展がドイツ

文で發表された「クナップ新貨幣學說と貨幣の本質」(明治四十年、勝本鼎一譯、全集第二巻收録)並にチュービンゲン大學での學位論文「貨幣と價值」(明治四十二年、川村豊郎譯、全集第二巻收録)である。

これらの貨幣論研究において左右田博士は素材價值に立脚する通説の貨幣理論を論評し、價值の客觀的表彰として交換の媒介手段たる貨幣概念を樹立したのである。その既成學說の論評過程において福田博士の貨幣概念も通説の一つとして批判されており、これに對し福田博士はすでに「信用券貨幣論」の卷末に附せられた「經濟現象と經濟生活」(明治三十八年、福田經濟學全集第四巻、左右田全集第一巻收録)のうちで左右田説を批判されている。

赤 松 要

また「貨幣と價值」については明治四十二年九月號の國民經濟雜誌に福田博士の批判が發表されているが、これは福田全集のうちには見出されない。しかし、この批判に對して左右田博士は「拙著『貨幣と價值』に對する福田博士の批評に答う」(明治四十二年十二月號國民經濟雜誌、左右田全集第二卷收録)をドイツから送っていられる。なお福田博士の左右田貨幣論に對する批判は「實體價值と官能價值」(明治三十九年、福田全集第四卷收録)などがある。

以上を福田・左右田の第一論争とすれば第二論争ともいふべきものは經濟學の認識論に關するもので、左右田博士の著としてはドイツ文の「經濟法則の論理的性質」(明治四十四年、勝本鼎一譯)、歸朝後の「カント認識論と純理經濟學」(大正四年)、「經濟學認識論の若干問題」(大正四年)、「經濟哲學の問題」(大正五年)(以上いずれも左右田全集第三卷收録)などがある。これらの勞作は經濟學を歴史科學として基礎づけること、また既に樹立した貨幣概念をもつて經濟學認識のアプリオリとなすことにある。

福田博士は明治四十四年、國民經濟雜誌第十一卷第三號に「經濟法則の論理的性質」の紹介批判を發表されて

いるが、これも福田全集には收録されていない。左右田博士は「福田博士に答う」(明治四十五年、左右田全集第三卷收録)をやはりドイツから國民經濟雜誌に寄稿されている。この一文の終りに「福田博士が余の過去に於ける二三種の述作に對して日本における殆んど唯一の批評者であると云ふ事實に對して深く感謝の意を表する」と言われていることは興味深い。

「カント認識論と純理經濟學」は東京高商創立四十年記念講演であり、大正四年十一月號の國民經濟雜誌に發表され、日本の學界に多くの反響を與えた。この一文は經濟學認識のいわゆるコペルニクスの轉回を意圖するもので、實在論、或は心理主義の立場にある従來の經濟學はみな批判されるのであるが、その代表的なものとして福田經濟學がとりあげられている。従つて福田博士は「左右田學士に答う」(大正四年十二月、左右田全集第三卷收録)なる一文を次號の國民經濟雜誌に發表されている。この一文は批判というよりも福田經濟學を批判するなら、新著を對象として欲しいこと、しかし、いづれにしても左右田「學士の立場より見れば予が説は現時通行の Psychologismus に囚はるること猶ほ學士の説の Logi-

status (假りに造語す) に於けるが如くなる可きは勿論にして學士と予と幾葛藤を打出するも到底同一の立場に會すべき見込あるものにあらざるは明なり」と述べられている。

しかし、福田博士は後に「カント國家及法律哲學管見」(大正六年十二月—七年二月、三田學會雜誌、福田全集第四卷收録)を發表された。これは「未完稿」とされており、一つの試論であるが、この論文で、まずカントの法律哲學に含まれる貨幣概念において、經驗的概念より先驗的な主知的概念 (der intellektuelle Begriff) が導かれてゐることは左右田博士のコペルニクスの轉回をすでにカント自身が經濟的認識において行えるもので、左右田の獨創となすべきものでないという批判が含まれている。これにたいして左右田博士は以下に論ずる「價值哲學より觀たる生存権」(大正七年十二月、左右田全集第三卷收録)の餘論において右の福田博士の一文は「未完稿なるが故に措いて問はず」として敢て問題としていない。しかし、おそらく福田博士がカントの貨幣論をとり出したことは左右田博士の意表に出でたものであったかも知れない。というのは左右田博士はカントの認識論の原理を援

用するだけで、一度もカント自身の貨幣論を省みていないからである。カントに由來する左右田理論よりすればカント自身の貨幣論もまた批判されねばならなかったであらうとおもわれる。

以上の貨幣論ないし經濟學認識論についての福田・左右田論争は結局において焦點が合っていないが、したがってみより多きものであったとは言われない。私からすれば心理主義と論理主義とを綜合する高次の立場が必要であったのであり、それが私の綜合辯證法を構想する契機となつたのである。⁽¹⁾生存権に關する福田・左右田の第三論争についてもこの立場から考察したい。

(1) 拙著「ヘーゲル哲學と經濟科學」(昭和六年序文参照)

二 生存権の社會政策

——福田博士の立場——

貨幣論と經濟學認識論ないし方法論についての福田、左右田論争は左右田の福田經濟學批判に發するとは言え、問題の中心は左右田經濟哲學であり、この新學說に對する福田博士の反批判にあった。私が福田、左右田の第三論争というのは福田博士が當時、唱道された生存権

の社會政策に關するものであり、生存權思想はアントン・メンガーに由來するものであるとしても、これは福田博士の政策論體系では中核をなすものであった。いはば福田經濟學體系の一つの牙城をなすものであり、これに對して左右田哲學の立場から批判を受けることとなり、第三論争は學界稀にみる大論戰となった。これはまた政策學方法論の根本問題にふれるのである。

生存權について福田博士が最初に執筆されたのは大正二年の頃であり、「生存權概論」(大正二年十一月出版續經濟學研究並に經濟大辭書に收録、福田全集第五卷下收録)がその最初と思われ、大正二年四月の講演になる「社會問題及社會政策概論」(同全集第五卷下收録)にも生存權論が現われている。次に大正三年ないし四年に書かれた「人口法則と生存權、マルサス對アーサーヤング」(大正四年三月出版、改定經濟學研究並に福田全集第三卷收録)、次に大正四年九月に脱稿されている長篇「穂積博士の隱居論を讀む」(大正七年二月出版經濟學考證、並に福田全集第三卷收録)。以上が左右田博士の批判以前のものであるが、批判以後においては何らかの形でボレミックな行文となるのである。大正五年京都大學におけるマルサス記念講演

をまとめられた「マルサス人口論出版當時の反對論者特生存權論者」(大正七年、經濟學考證、並に福田全集第三卷收録)にも僅かであるが左右田批判の影響が現われている。最後に、大正五年十月に出版された金井教授在職二十五年記念論集「最近社會政策」に寄せられた「生存權の社會政策」(福田全集第五卷下收録)であり、これは左右田哲學に對して著しくボレミックな文章となっている。

これらの福田博士の生存權論に對して批判的に書かれた左右田博士の論文は大正四年の社會政策學會で發表された「經濟政策の歸趣」と大正七年十二月國民經濟雜誌に發表された「價值哲學より觀たる生存權論」(兩論文とも左右田全集第三卷收録)である。なお、福田博士はその後「解放の社會政策」(大正八年六月、全集第六卷上收録)並に關東大震災の復興に關する一連の論策「復興經濟の原理及若干問題」(大正十三年六月、全集第六卷下收録)また「厚生經濟研究」(昭和五年三月)などにおいて生存權問題に觸れられている。

まず福田博士の生存權論の概要を述べることにする。生存權は勞働權及び勞働全收權とともにアントン・メンガーによって人類社會の根本的權利として主張されたも

のである。(Anton Menger, Das Recht auf den vollen Arbeitsertrag in geschichtlichen Darstellung, 1886) メンガーによれば現今の私法制度は財産權を中心とするもので、人間の欲望とその充足、労働とその生産物との關係、つまり生存權、労働全收權などについて何ら確保するところがない。従つてマルサス人口論の歸結するように、既に占有されている世界に生れきた人に對して必ずしも「彼がために座席は設けられてゐない」のである。しかし、近時の社會政策は救貧制度、孤兒保育、老廢救護、また社會保險、養老年金などの諸施設として發現し、これとともに生存權の理論、一般に社會權の思想がおこつてきたのである。シドニー・ウェップの「國民最低限の說」もまた根柢においてその歸を一にするものである。すなわち「労働に其の産物を十分に且つ正當に認むべしとの主張は、労働全收權の理論を生じ、欲望に十分且合理的たる充足を確保す可しとの要求は、生存權の理論を起せり。而して其の過渡的産物として、先づ國民の各員に労働することを得せしめよとの要求は労働權の理論を生じたるものなり。」(福田全集第五卷二〇二五頁)

封建時代には君侯はその臣下の身命と忠節とを擔保と

してその生存を保障し、また都市ギルド制の下ではその部員に營業の保障を與えたが、近世國家の營業自由の原則はこの保障を覆し、各人は生存の危険を一身に擔うこととなつたのである。保障されるものは財産とこれに支えられる身體のみである。このような社會制度に抗する生存權の理論的根據は經濟的には財産よりの報酬をもつて分配の根本原則とせず、欲望の充足をもつて分配の根本原則とせんとするにある。かくして、「近世社會政策の根本要求に理論的基礎を與えるものは、實に生存權理論の建設是なり。先づ國家の根本權として國民の生存權を認めよ、而して財産を中心とする私法は之に對しては助法たる可し。」(右同、二〇三二頁)これが福田博士の生存權の主張であり、またこの理論をもつて、從來何らの哲學をも有しない社會政策の哲學たらしめようとするのである。

しかし、生存權はマルサス人口法則と矛盾するではないかという重要な問題がある。これが「人口法則と生存權」や「マルサス人口論出版當時の反對論者特に生存權論者」の研究となつて現われている。マルサスの批判の對象となつたゴッドウィンやアーサー・ヤングなどは福

田博士によって生存権論者として一括され、これらに對するマルサスの批判を中心として問題が展開されている。この論争が「學問の上に於て最も重大の價值あるは自然法則たる人口法則と文化價值の上に築かる可き社會政策の要求との根本的矛盾を指摘したる一事是なり」(福田全集第三卷一二七頁)とされる。すでにここに文化價值なる言葉が現われているが、これは明かに左右田博士の批判の影響とみらるべきものである。

人口法則と社會政策の要請との根本的矛盾がいかに調和せしめらるるかについてはマルサス對ア・サー・ヤングの論争についての福田博士の解釋にみられる。ヤングは博士の解釋によれば人口増殖については、マルサスのような嚴密な自然法則を樹立するものではないが、その方向において歸を一にするのである。人口が増加するのはこれを雇用する需要があるためで、扶養力大なればそれだけ人口は増加する。しかし、需要が減少しても直ちに人口が減少しないところに往々にして貧窮を生ずるとなす點においてマルサスと同じような認識に立っている。またフランスの土地が小所有に分割されていることはフランス人口の過大をきたしている原因だとする。

ヤングはこのような認識に立って農家に一定の土地を給與し、給養權 right to support を與うべしといふのである。しかし、マルサスはこのような權利を認めることは人口法則に反すると駁する。この論點についての福田博士の解釋は一つはヤングは人口増殖をマルサスのような冷酷な自然法則として認めたのでなく、人爲の政策の介入する「餘地」を残していることとあり、「生存権が一の社會權として一の文化價值要求として認承せらるるは、此の餘地の存在を前提すること勿論なり」(福田全集第三卷一二九頁)というにある。いま一つの解釋はマルサスのいう自然淘汰の行わるることは否定すべくもなく、「社會に生まるる限りの者を悉く生存に維持することは……如何なる政策を以てするも到底爲し能ふ所にあらざるや勿論なり。」しかし「社會は自然淘汰に對して機會均等の主義を取らざるべからず」(福田全集第三卷一二五頁)と。この意味は財産なきものにも生存の最低限を確保して生存競争におけるハンディキャップを排除することにあると解せられる。かくして自然淘汰は行われるが、生存の保障なきものの蒙る不利な立場を排除する社會政策は可能であると主張されているのである。

この生存權の確立についての福田博士の論據は必ずしも明確とはいえないのであり、少し以前の「穗積博士の隱居論を讀む」の末尾においては「生存權と人口淘汰の原則とは理論上に於ては未だ兩立し得ず。」この「バラドックスは、今日に於て予も亦之を打破す可き論據を見出す能はず」(福田全集第三卷四六五頁)とされている。

三 經濟政策と文化價值

——左右田博士の立場——

左右田博士が大正四年十月、社會政策學會第九回大會で講演せられた「經濟政策の歸趣」は必ずしも直接的に福田博士の生存權論を批判したものではない。簡単に論點を摘出すれば經濟政策(これは社會政策といつてもよい)は内容なき經濟的文化價值によつて基礎づけられるものであつて、生存權というようない具體的内容をもつ概念によつて基礎づけられるものでないというにある。以下に博士の論理をあとづけてみる。

經濟生活というのは人類の文化生活の一面的解釋であり、文化生活には價值の問題が結びつき、従つて目的論的に考察されることとなる。學問的考察には二つの方法

があり、「自然必然的普遍化概念構成」に従うか、或は「目的論的意匠的單一化概念構成」に従うかによつて自然科學の對象となるか、歴史科學の對象となるかである。文化生活は後者の方法で把握されるものであり、本來、歴史科學の對象であり、従つてまた經濟生活も歴史生活として認識される。この歴史生活の認識は歴史的 *Sollen* としての一般的文化價值にかかつて可能となるのである。

經濟生活を可能ならしめるものは經濟的文化價值であるが、これは一般的文化價值の一面として「經濟的」なる内容をもつ以外には無内容であり先天的形式としての *Sein* である。このアプリオリとしての價值形式による價值判斷によつて單なる事實が經濟的文化價值を具現するものとなり、また政策的努力の對象となる。この過程は二段階に分たれるのであつて、對象が價值に *Beziehen* されるとき、すなわち價值關係的に認識されるとき、その對象の意義、重要性が決定される。またその對象が價值判斷 *Wertung* されるとき、政策の對象となるのである。「即ち社會政策の根基は此の如き先天的形式に係はつて始めて可能となるものである。」「歴史生活は

要するにこの『一般的文化價值』を實現せんとする過程の一切であり、社會政策は斯の如き『文化價值』の内容的實現に對する意識的故意的努力であると言ふて宜しいと思ふ。さうして此の意味に於て歴史生活及び社會政策の歸趣としての究極點は即ち『一般的文化價值』なる先天的規範の内容的實現それ自身であると言ふべきである。(左右田全集第三卷三四三—三四四頁)

しかるに「近來最も進歩したる社會政策の論者が説く所の所謂生存權と云ふものを以つて——我國に於ては近時福田博士が盛んに唱道せられて居りまするが——社會政策の *Sollen* としての内容を説くものと解釋し得るとすれば、明かに此の先天的條件に内容的制約を許さんとするものであつて私は反對せざるを得ない。生存權の根基は總ての人に其の生存の權を與へんとするものであつて、……唯生存して居ると云ふ事實のみに依つて、其の者に生存權を與へんとするものである。併ながら私に考へるのに單純に人が此の世に生れたりと云ふ自然經過に依つて一の權利をも取得し得るものではないと思ふのである。即ち Stein から Wert を導き得べしとの論理上の連鎖はあり得ないと私は思ふのである。故に生存權を

立證せんとすれば——是は福田博士も仰しやつて居ることであるけれども——此の如き社會權を與へること、其の事が社會の生存に取つて必要であると云ふこと」以外に「理由は無い」。「さうすれば一步進めて考へれば、若し此の如き社會權を與へない方が却つて社會に取つて必要であると云ふ反對の理由が出て來れば生存權を認むるの根據も亦其の時は直ちに消滅してしまはなければならぬ。さうすると云ふと社會政策の *Sollen* と云ふものは、此の場合には實は生存權其のものではなくして、社會生存の必要と云ふことに *Bestehen* に移つて行くのである。さうすれば更に進んで我々は又何に對して社會生存の必要があるかと云ふ問ひを起すことを禁ずるを得ない。さう云ふ風に段々と推し詰めて考へて見れば結局後天的經驗的内容制約を許さざる先天的形式規範としての一般的文化價值と云ふものが存在しなければならぬと思ふのである。」「此の『社會政策』といふ文字の意味も段々問ひ詰めて行くと、結局其の歸趣が *Sollen* として考へらるる場合には總て先天的形式として何等内容的制約を許さない場合に於てのみ意義があると私は思ふのであります。」「さう云ふ風に論ずると云ふと如何なる内

容も普遍妥當たり得ないから、畢竟價值は何等の内容的制約を許さない所の形式としてのみ存在し得べしと云ふ結論になるのである。」(左右田全集第三卷三四四頁―三四七頁)

やや長きにわたって「經濟政策の歸趣」から引用したのは左右田博士の主張がデリケートであるから、その眞意を誤り傳えないためである。しかし、左右田博士の主張が何であるかの理解は決して容易ではない。われわれの生活は何かよりよきものを求めている生活であり、そのよりよきものの極限に最高至善の一般的文化價值があり、これは最善というより外に内容のない形式的價值があることをわれわれも一應認めることができる。われわれの生活や政策はこの形式價值の内容を實現し、文化價值を擔う何らかの文化財や社會制度を實現しつつあるわけである。従って生存権についても左右田博士のいうように單に生存の事實のみによって與えられるのでなく、文化價值に照らして生存権が要請されねばならないことも一應理解される。文化價值に照らして生存の事實に生存権を與えるということは生存権が「社會に取つて必要」であり、價值があるということに外ならず、これは

福田博士においても立證されていることは左右田博士も認めるところで、この限りでは論争にはなりえない。例えばヒューマニズムの立場から生存権が主張されるとすれば、それは左右田的には一般的文化價值から意義づけられていと解釋できるのである。福田博士も生存の事實に對して人はその欲望を充足せしめられねばならない、或は人間として價する存在 *Menschenwürdiges Dasein* という *Sollen* によって意義付を行い、生存権を認むべきだとするのであるから、この點では論争はおこりえないとおもわれる。もちろん、福田博士にあっては生存という事實 *Sach* から *Sollen* または價值は導かれず、事實への價值づけは文化價值の側から行われるという左右田哲學またはカント哲學の二元論が認識論的に自覺されていなかったことはいうまでもない。

次に左右田博士はさらに複雑な問題を提起される。それは既に引用したごとく「若し此の如き社會権を與へない方が却つて社會にとつて必要であると云ふ反對の理由が出て來れば、生存権を認むるの根據も亦其の時は直ちに消滅してしまはなければならない。……」といわれる。これはすでに福田博士の所説にあつたように有力な

マルサスの理論があり、生存権を與えることは人類の進歩を阻害するからそれは必要でないという論據がある。だからマルサスと生存権論者との激しい論争があったのであり、今日でもありうるであろう。それではいずれが一般的文化價値に照らして正しいのか。

この疑問に左右田博士は答えないで、何で必要だという質問をつきつめてゆくと「結局後天的經驗的内容制約を許さざる先天的形式規範としての一般的文化價値と云ふものが存在しなければならぬと思ふのである」とされる。生存権論者は人は人間として價する存在たるために生存権を確立せねばならぬ。そうすることが人類の進歩發展のためには生存権を與うべきではない、そうすることが人類のために善であるというであろう。「人類のために善である」という判断は無内容であり、一般的價値判断であり、博士のいう一般的文化價値に他ならない。對立せる二つの主張が終局的にはいずれも善とか真とかいふ一般的價値判断に到達するとすれば、一般的文化價値はいずれが正しいとも判定を下すことができないのである。

この不可思議な左右田博士の推論には確かにマックス・ウェーバーの「價値よりの解放」の問題が潜在しているとおもわれる。左右田博士はここにウェーバーを少しも引用していないが、社會科學における價値判断は主觀的であり、従つて科學的客觀性をもちえないというウェーバーの主張が左右田博士に泌みていない筈はない。ウェーバーの論敵であるシュモラーはこれに答えて價値判断はつねに主觀的であるのではなく、民族全體或は人類全體に普遍的な價値判断もあるとした。たとえば「公共福祉」というがごときものである。従つて私もウェーバーの批判を免かれうるものは内容制約を許さない價値、「公共福祉」とかささらに抽象的には「最善」とかいう價値形式であるとする。これが普遍妥當性をもつことは當然であり、左右田博士の一般的文化價値もまた然りである。⁽¹⁾内容をもつ價値目標には何らかの對立せる論争を生ずる。したがつて科學的には普遍妥當の客觀性をもちえない。この故にウェーバーは社會科學は價値判断を交えない事實認識に終始すべきことを論定したのである。もちろんこれは科學的認識についてであつて、現實世界においては具體的價値目標が現實政策によつて實現され

てゆく。それは「神々の鬭争」に他ならぬとウェーバーはいうのである。このウェーバーの立場を積極的に開拓するものが、内容制約を許さない一般的文化價值または經濟的文化價值を經濟政策的認識の規準とすることであり、左右田博士の「經濟政策の歸趣」に外ならない。

左右田博士の生存權論批判を以上のような私の解釋によって軌道に乗せるならば生存權というようない具体的な内容をもつ政策目標は學問的には普遍妥當性をもちえず、従って科學的認識たりえないということになる。經濟政策はただ經濟的文化價值という無内容な價值規準によってのみ科學的に可能だということに他ならないであろう。しかし、この一般的價值形式が對立する論争のいずれが正しきかを決定するに無力であることはすでに述べたところである。

左右田説を若干批判的に解説したが、要するに左右田博士の生存權論批判は第一、生存權の根據となるものは生存の事實でなく、別個の價值規準であること、第二に無内容なる經濟的文化價值によって經濟政策(學)は可能であり、従って生存權というようない具体的な目標をもつては政策學は可能でないという二點に歸するといふ

ことができる。

(1) 抽編、經濟政策論、昭和三十四年四〇頁。

四 生存權と文化價值

福田博士の「生存權の社會政策」の一文は左右田博士の「經濟政策の歸趣」の後に發表されたものであり、左右田説の影響とそれへの反批判とが隨所に現われている。ここでも福田博士は従來、社會政策には自己の根基とすべき哲學がなかった。この社會政策の哲學は社會主義の「革命の哲學」によるべきではなく、「改良の哲學」でなければならぬ。そして「若し社會權が社會政策の基礎たる可きならば其は生存權ならざる可からず。然れども予の生存權の主張は此點より立つるにあらざり、改良の哲學としては労働權も労働全收權も共に之れを認承すべきにあらざり、獨り、生存權のみ改良の哲學を與ふ可きが故なり。」(福田全集第五卷下二一〇三頁)とされる。これは労働權や労働全收權の認承は革命を伴うことなくしては不可能であるが、生存權のみは現存の體制において實現されることができ、これによって社會の改良を促進しようという博士の所信によるのである。⁽¹⁾

この一文では遺憾ながら社會政策の哲學としての生存權論が充分に展開されているとはいえない。左右田博士の批判に對する反批判においても必ずしも焦點が合っていない。例えば「今日迄の哲學者は極めて僅少の取除の外は自から或は悟らずと雖も、特惠階級・富權階級の天地を以て哲學の天地と看做しつあり。社會政策が如何に力を盡して其中より自家の根柢を得んと勉むるも、終に失望に終ることは當然なり。自から新に建つるにあらざる限り社會政策は、何時まで忍耐するも到底自家の哲學を得ること能はざるなり。」(前同二〇八頁)と言わるるごときで、暗に左右田哲學を「富權階級の學問たる哲學」とされ、このような哲學の立場から生存權の基礎づけができないことは自明だとみるのである。社會の制度と思想とは現存の權力關係によって規定され、財産權は確固不動のものとされているが、生存權は閑却されており、生存權の哲學もまたここに求めえないとする。

このような福田博士の論説はいはば超越的批判であつて左右田説の内容にふれるものではない。左右田説を內在的に批判した一點は「人が生殖の欲は自然事實なり、されば生殖の欲はたとひ社會に於ける婚姻の制度となり

て現はるとも、依然として一の自然事實なるか」との問題提起である。これは左右田説を「自然事實たる人間の生存は、たとひ社會に對する一の權利たりとも一の自然事實なり、生れたる人が生存せんと欲するは因果事實のみ文化事實にあらず。これを文化價值と認むと云ふは草木の成育を文化價值と認むと云ふに均し」とする主張と解しての反問である。これはすでに引用したように左右田博士が「唯生存して居ると云ふ事實のみに依つて其の者に生存權を與へんとするもので」あり、「人が此の世に生れたりと云ふ自然經過に依つて一の權利をも取得し得るものではない」と主張されることに對する反批判である。

ここでまず福田博士が「たとひ社會に對する一の權利たりとも一の自然事實なり」とされるのは左右田説の正解とは言えないが、左右田博士においても兩者の區別は決して明確ではない。生存に對する生存權、生殖に對する婚姻は自然事實に對する社會制度であり、後者は左右田説の意味において少くとも文價價值を體現しているものと言わねばならない。問題はこのような自然事實に文化價値的意義を認めないというのでなく、左右田説は自

然事實それ自身から價值付けが生ずるのでなく、別個の一般的文化價值に照して初めてこれらの自然事實が文化價值を體現せるものとして認められるというにある。しかし、一般的文化價值に照してということは哲學的に反省していわれることであつて、財産權とか生存權とか婚姻制度とかが社會的に確立されるのは、それが「必要」となつたからに外ならない。左右田博士はこれらの制度が「必要である」ということは文化價值と關係なきものかのような論述をされているが、「必要」というとき既にそこに價值に向つての追求があり、すでに價值への照合が行われているのである。アントン・メンガーにしても福田博士にしても生存權を確立すべき「必要」を説かれているのであり、生存という自然事實から直ちに生存權ありといつてゐるのではない。したがつて左右田批判は何も批判でなくして福田博士の經驗的考察に對して哲學的反省を行つてゐるにすぎないといふべきである。

左右田博士はさらに大正七年の「價值哲學より觀たる生存權論」において多數決における惡平等主義を批判し、人格の尊嚴を文化價值によつて基礎づけるのである。さらに生存權については當然に認承さるべきものと

するのであるが、その認承の根據について、「現時の社會組織の必要上其の成員一般に生存權を與へんとする臨機應變的政略に於て其の理論的基礎盡くとするものではない。」「生存權の認承によりて物質上の利益を享くべきものは社會上の弱者である。併しながら此の社會上の弱者を保護して生存を完ふせしむるは寧ろ社會組織の必要と云ふことに背くものであつて、單純に之によつて生存權は説明し得らるべくもない。」(左右田全集第三卷五五九—六〇頁)「社會の各員に對して生存權を與へ其の生存を確保するのは各人格の價值生活に對して其の物質的根據を與へんとするものである。……即ち此の根據の上に立つて初めて凡ゆる人格は事實上連續的に上下に連りて當爲としての文化價值に對するを得べきである。」(同上、五六八頁)

ここでまた「必要」論がでてくるのであるが、弱者を保護することは社會組織の「必要」に背くから「必要」論は生存權の根據にならないといふのである。しかし生存權は社會の各員が安心して働けるために必要だといふこともでき、極貧と早死とを近代社會から除くために、また各員が人間に價する存在であるために生存權は必要

だともいえるのである。すでに述べたようにマルサス人口法則よりすれば生存権は不必要であり、人間に價する存在という近代的な社會的要求からすれば生存権は必要なのである。そして後者の必要論が勝利を占めることによって、生存権が實現される情勢となってきたのである。必要のあるところに *Sollta* が求められている。左右田博士はこの社會的必要を離れて一般的文化價値という無内容な當爲によって生存権が確立されるものとするのである。

さらに左右田博士は「各員に對して生存の確保を與ふる爲に之に相應する一個の社會權を認承すべしと云ふは、寧ろ社會政策の出發點にして其の目標にも非ず、其の當爲にもあらざるべきである。先づ其の社會の各員の生存事實確保せられて其の根據築かれたる上に於て初めて價値實現の過程は其の出發點を得べきである」(同上、五七一頁)とする。ここにおいて今日までの「生存権の論理的根據として擧げ得べきものは畢竟十八世紀末以降十九世紀中葉に至るまでの思潮の遺物たる自然主義乃至平等主義に過ぎない。價値哲學の見地に立つての生存権の根據は亦自ら此等と面目を異にするものがなければなら

ぬ。」「生存権は此くして如何なる意義に於ても文化價値其自身ではあり得ない。生存権は文化價値の實現に對して社會的に且事實的に最低根基を與ふると云ふ範圍及び意義に於て初めて言葉の意味すらがある。」(前掲、五七三頁)

要するに福田博士が生存権を社會政策の當爲として基礎づけんとするに對して、左右田博士は社會政策の當爲たるものは無内容な一般的文化價値であつて、生存権というようないくつかの内容をもつものではなく、むしろ生存権は社會政策の出發點であるにすぎないとする。さらに生存権を基礎づくるものは社會的必要という經驗的根據でなくして當爲たる一般的文化價値によって基礎づけらるべきもので價値生活の基盤として生存権が確立されねばならないというのである。

(1) 福田博士の労働權についての考察は「生存権概論」と「生存権の社會政策」とでは異っている。

(2) 左右田博士は「價値哲學より觀たる生存権論」の餘論において「生存権を以つて文化價値其自らと認むべしとする福田博士の論は余不敏之を了解することを得ざるを憾む」(左右田全集第三卷五六九頁)という。文化價値は形式であり、生存権というようないくつかの制度的制度それ自身でないと

の譯明である。これに對して福田博士は後にあつざりと、「左右田博士は我輩の此論に對して甚だ詳密なる批評を惠まれた。我輩は生存権を文化價值とす云々と言つたのを痛く攻撃された。成程是れは我輩の大なる誤謬であつた。」(解放の社會政策、全集第六卷一二五六頁)といわれている。しかし他の箇所では「所謂文化價值なるものが、本所の被服廠跡にむらがつて居た人々にとつて何の意味を有してゐたか、……災後三十日間一度も入浴もせざる人々にとつて所謂文化生活の主張者等は、果して何物を與へ、何物を附け加へ得るか……」(復興經濟の原理及若干問題、全集第六卷下、一九三九頁)と激しい調子がみえる。事實、關東大震災に際して福田博士の生存権論は「生存権擁護令」の主張において頂點に達する。

五 綜合辯證法による論争の處理

要約すれば福田博士の主張は生存権をもつて社會政策の Sollen とすべきだということにある。これに對して左右田博士は生存の事實から Sollen は成立せず、從つて究極的に一般的文化價值が社會政策の Sollen たるべきもので、生存権というものも、この價值によつて確立の理論的根據をうべきものであり、しかも生存権の確立ということとは社會政策の出發點であつてその目標たるべ

きものではないというにある。

綜合辯證法の立場は無内容な一般的文化價值は一つの形式としては抽象化されるが、それは經濟政策の決定には無力であり、從つて政策目標は歴史的、具體的價值でなければならぬとする。從つて當然に大綱的には福田説の側に立つものである。以下にこのような綜合辯證法の立場において主として左右田説に對して批判的考察を試みることにする。

第一に、左右田説において生存という自然事實から生存権を認承すべしという Sollen は成立しないといわれることに問題がある。人間の存在は他の自然的存在と異つて、つねに want の状態にある。want は缺乏であるとともに欲望を意味するものであつて、人間生活の矛盾状態をあらわしている。缺乏の矛盾または否定を媒介とする願望または欲望が人間生存の本質ということもできる。そしてこの願望こそ人間生活に内在する價值意識であり、私の直觀的價值とよぶものである。この意味において人間生存は存在であるとともに價值的である。しかもこの價值的なものは人間生活の矛盾を通じて

生活それ自身の内部から湧出する。もし、人間生活に缺乏の矛盾がなかったらそこにこの矛盾を克服しようとする價值的な意識と行爲もおこらなかつたであろう。かくしてわれわれは生存という事實のうちにすでにそこに價值的なものが内在していることを認め、存在の事實から存在を指導する *Sollen* が成立するとすのである。すなわち、人間生活を存在と價値との二元論において解釋することなく、存在と價値の分裂は一元的な人間生活のうちからおこりきたるものであるとみるのである。

このような人間生活の内部から湧出する直觀的價値が歴史の種々の段階において種々の社會的動向となり、社會的要求となつて現われ、その時代の追求する社會的目標となるのである。このような社會的動向が本質的動向であるか否かは主としてその歴史的段階がこの動向の成長に適合せる客觀的條件を具えているかどうかにかかるのである。¹⁾ 生存權論とマルサス人口法則との對立とその論争はかような客觀的條件の吟味に向けられるもので、マルサスの主張はこの點にかかるのである。一方においてフランス革命に烽火する平等主義は社會の各員に *menschenwürdiges Dasein* を與えよとの主張となつて現

われている。この主張は人間生存の矛盾を通じて現われた社會的要求に他ならない。しかし、これに對してマルサスの人口法則はその客觀的條件を與えないという反批判となつたのである。

第二の左右田説への批判はすでに述べたようにこの論争に對して無内容な一般的文化價値という價値規準が何らの決定も下しえないということである。具體的な價値が抽象化されるとそこに無内容な價値形式がえられるのであるが、それは「最善」といふごときもので一般の價値判斷の形式として存立することは認められる。しかしそれは對立せる具體的價値のいづれかを決定する力をもたない。それはいづれの具體的價値判斷にもこの一般的價値形式は含まれているからであり、いづれの主張も「最善」或は「よりよい」といふ形で判斷されているからである。生存權論は各人に人間的存在としての權利を保證することがこの社會をよりよくするものであると主張する。マルサスの立場においては優勝劣敗の原則がこの社會をよりよきものとすると主張される。この論争が一般的文化價値においてはいづれとも判斷されえない。福田博士はマルサス人口法則はさほど嚴密な法則でな

ということ、また生存権は各員の最低限の人間の存在を保證せんとするものであり、その均等條件の上でなほ適者生存の法則性が働きうるものであるとの考察から生存権の確立を主張されているのである。いはば兩者の主張を綜合することにおいて生存権制度の *desirability* と *possibility* を論ぜられていたのである。問題の論結はかような内在的立場から到達しうるもので、價值形式としての一般的文化價值からは導かれえないのである。もちろん、福田博士がマルサス人口法則にかかわらず、生存権の確立をよしと判断されるときに究極的な價值形式の判断によるものであると言えるかも知れない。しかしそれはいずれの價值判断にも含まれる一般的價值形式であつて論定の根據には關係なきものといわねばならない。以上は經濟政策における究極目標と具體的目標との論争に關連する問題としてここにとりあげたのである。

要するに經濟政策ないし社會政策の目標はその時代の本質的動向に應じて具體的、歴史的目標としてその時代の社會に浮び上るのである。時代の経過によつてマルサスの人口法則は大きく變化し、一方に出生率、死亡率、並に自然増加率は先進國において著しく低下し、他方に

人口扶養力としての生産力は大きく増大した。このような客觀的動向において社會保障制度はようやく擴大され、すでに生存権も先進諸國において半ば實現されている状態にある。この意味において今日では社會政策の基本的目標としての生存権はすでにその *Solera* としての意義を失つていともいえる。しかし、政策の目標は歴史であり、約半世紀以前の社會政策の目標としての生存権はまさにその時における社會の本質的動向に適合していたものと言わねばならない。かように經濟政策ないし社會政策はその時代において見通しうる地平線上の具體的目標を追求しているのである。

第三に、左右田博士が生存権の認承は「社會政策の出發點にして其の目標に非ず」とされる論據はそれが價值實現の根據だといふにあるが、それでは何故それが實現されなかつたかを説明しえない。すでに財産権は早く確立されているのに價值生活の出發點たるべき生存権が當時ようやく問題となるにいたつたことは文化價值の觀點から何ら説かれることができないのである。

しかし、ここに左右田博士の文化價值はその「極限概念としての文化價值」が示すように究極に一般的文化價

値、經濟生活においては經濟的文化的價值があつて、現實生活は種々の段階の價值を實現しつつ極限の價值を指向するものと解せられる。しかるとき、財産權はすでに早く實現され、生存權がまだ實現されないということからは、文化的價值實現の階梯として財産權がむしろ價值生活の出發點において實現されたといわねばならない。

この文化的價值の階梯性に關連しての疑問は左右田博士が生存權は「各人格の價值生活に對して其の物質的根據を與えんとするものである」とされる點であつて、生存權が實質的には社會においてすでに弱者であり、價值生活を營みえないものに適用されることが、いかに説明されうるかということである。文化的價值は無限の階梯をもち各人に對してすべて異なつた意義づけを行うとすれば一律最低限の生存保障の理論は必ずしも直ちに歸結されえない。

この問題を深く問はないとしても文化的價值の體系が極限價值を頂點としてその方向に一途に指向されていることに一つの問題がある。この文化的價值の哲學から左右田博士は「『文化主義』の論理」(左右田全集第四卷收録)を導くのであるが、この立場はいわゆる平等主義と對立す

る。これはすでに「價值哲學より觀たる生存權」にみられるところで今までの「生存權の論理的根據として擧げ得べきものは……自然主義乃至平等主義に過ぎない。價值哲學に立つての生存權の根據は亦自ら此等と面目を異にするものがないならぬ」と。さらに「平等主義の考察」においては「余は平等主義を以て文化の歸趣なりと認むべき理由は斷じて發見し得ない」とする。「文化主義の論理」の結語は、「此の主義の上に立つことによつて初めて凡ゆる實際問題は其の正當の批判を受け得べきものとなる。此を外にしては一切の人文史上の主義主張は到底一片の感情論に終らねば止まぬ」(左右田全集第四卷二一頁)とされている。

このような表現は極限概念としての文化的價值がその無内容の形式的立場からはなれて一定の内容をもつ立場におち、左右田博士の最初の内容制約を許さない經濟政策の歸趣と矛盾することとなっている。文化主義が平等主義や自然主義と抗争する立場となつたのは一切の價值生活が究極の一般的文化的價值を頂點として一律的な階梯をなしているところにある。この一律的な階梯をのみ出すとみられるものは文化主義と相容れないものであ

り、従って文化主義は一定の内容ある立場をとることとなり、その普遍妥當性は失われるにいたっている。

おもうに人間生活の動きを前進とみるならば、一つの山に登りつつあるものとたとえることができる。文化主義はその登山の山頂に向って一途の道があり、ひたぶるにその道を登るべきものとするのである。しかし、山に登るには多くの道があり、またその各々の道からみられる山頂は異っているかも知れない。平等主義や自然主義や實存主義などのおのそれらの主義は何かのよりよきもの、すなわち價値を追求しつつある。文化哲學が眞に無内容な價値を究極目標だとするならば、これら一切の價値の抽象された形式でなくてはならず、それは「最善」というより外にない。もし文化主義が他の主義と對抗し

これを批判する立場をとるならばそれはすでに具體的價値であり、そのいうところの普遍妥當性は失われるのである。

(1) 左右田博士は「社會組織の必要上……生存権を與へんとする臨機應變的政略……」(全集第三卷五五九頁)といわれることは必要が本質的動向から生じることの認識を缺くためである。

(2) 宮田喜代藏、經濟政策における目標設定判斷、(赤松要選歴記念論集) 赤松要、經濟政策における究極目標と具體的目標(宮田博士選歴記念論文集) 参照。

後記 本論文はさらに井藤半彌博士の財政學並に社會政策の方法的吟味にわたる構想であったが、餘白なく、このまゝで井藤博士の記念にさしげることとする。(三四・九・二二)

(一橋大學教授)